

京都市告示第 6 9 9号

地方自治法施行令第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき，次の者を京都市公金収納受託者として，公の施設に係る公金の徴収事務を委託します。

平成 3 0 年 3 月 3 0 日

京都市長 門川 大作

京都市公金収納受託者	委託をする徴収事務の内容	委託する期間
株式会社ワン・ワールド	京都市青少年科学センターの入場料及びプラネタリウム観覧料の徴収	平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

(青少年科学センター)